

事 務 連 絡

令和 8 年 5 月 29 日

各都道府県消防防災主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（食事支援担当）付

避難所における適切な食事の提供のための
給食事業者との連携について（依頼）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向けては、食事の提供が重要な事項の一つであり、飲食業共同組合やキッチンカー事業者との連携も含め、災害時の対応や体制づくりを進めていただくよう、これまでもお願いしてきたところですが、災害時には、給食業者へ食材の調達、調理及び食事の提供について協力を依頼することも有効だと考えられます。

貴都道府県においては、災害時の食事支援に関する協定を締結しておくなど、給食事業者との連携についてもお検討いただき、貴管内市町村に対しても周知いただくようお願いいたします。

また、給食事業者団体（公益社団法人日本給食サービス協会及び公益社団法人日本メディカル給食協会）には、傘下会員にご協力いただきたい旨の事務連絡を別添のとおり発出していることを申し添えます。

なお、各企業へ連絡する場合は以下の会員名簿を参考にしてください。

（参考）公益社団法人日本給食サービス協会ホームページ（会員名簿）

https://www.jcfs.or.jp/member/regular_list.html

公益社団法人日本メディカル給食協会ホームページ（会員名簿）

<https://www.j-mk.or.jp/member/>

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（食事支援担当）付

TEL 03-3502-6983（直通）

事 務 連 絡

令和 8 年 5 月 29 日

公益社団法人日本給食サービス協会 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（食事支援担当）付

農林水産省新事業・食品産業部 外食・食文化課

避難所における適切な食事の提供のための
自治体への協力について（依頼）

平素より防災行政及び農林水産行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府政策統括官（防災担当）においては、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向けて、食事の質の確保を含め、災害時の対応の体制づくりを進めていただくよう、自治体に対して周知しているところです。（参考）

災害時の避難所等における食事の質の確保にあたっては、給食事業者調理及び食材の調達等をご協力いただくことも有効だと考えており、傘下会員に下記のことについて可能な範囲でご協力いただけるよう周知をお願いします。

記

1. 自治体が、災害時の避難所等における食事の提供のために関係者と協議会を開催するなど、平時から連携体制を構築しようとする際に、自治体から依頼があれば積極的に協力すること
2. 災害時、避難生活が長期化し継続的な食事支援が必要になった際、自治体からの依頼に応じて、可能な範囲で調理や弁当の配布などについて協力すること

(参考)

○避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（抄）

8 食事の質の確保

- （１） 食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保についても配慮すること。また、提供メニューについては、農林水産省や学会、大学等の推奨メニューや、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安を参考にしながら、食材の入手状況や避難者の状況を踏まえて検討すること。
- （２） ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、特定給食施設（特に学校給食室）の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、セントラルキッチン方式を活用することや、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては食事等の提供契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮すること。
- （３） また、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所となっている学校の給食室等における炊事する場の確保、炊き出し設備の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めること。
- （４） キッチンカー等関係事業者と協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築し、災害発生時には温かい食事を速やかに提供すること。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（食事支援担当）付
TEL 03-3502-6983（直通）

事 務 連 絡

令和 8 年 5 月 29 日

公益社団法人日本メディカル給食協会 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（食事支援担当）付

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療関連サービス室

避難所における適切な食事の提供のための

自治体への協力について（依頼）

平素より防災行政及び厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府政策統括官（防災担当）においては、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向けて、食事の質の確保を含め、災害時の対応の体制づくりを進めていただくよう、自治体に対して周知しているところです。（参考）

災害時の避難所等における食事の質の確保にあたっては、給食事業者に調理及び食材の調達等をご協力いただくことも有効だと考えており、傘下会員に下記のことについて可能な範囲でご協力いただけるよう周知をお願いします。

記

1. 自治体が、災害時の避難所等における食事の提供のために関係者と協議会を開催するなど、平時から連携体制を構築しようとする際に、自治体から依頼があれば積極的に協力すること
2. 災害時、避難生活が長期化し継続的な食事支援が必要になった際、自治体からの依頼に応じて、可能な範囲で調理や弁当の配布などについて協力すること

(参考)

○避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（抄）

8 食事の質の確保

- (1) 食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保 についても配慮すること。また、提供メニューについては、農林水産省や学会、大学等の推奨メニューや、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安を参考にしながら、食材の入手状況や避難者の状況を踏まえて検討すること。
- (2) ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、特定給食施設（特に学校給食室）の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、セントラルキッチン方式を活用することや、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては食事等の提供契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮すること。
- (3) また、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所となっている学校の給食室等における炊事する場の確保、炊き出し設備の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めること。
- (4) キッチンカー等関係事業者と協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築し、災害発生時には温かい食事を速やかに提供すること。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（食事支援担当）付
TEL 03-3502-6983（直通）